

次期富山市空家等対策計画の策定について

(1) 目的

全国的に空き家は増加傾向にあり、適正に管理が行なわれないことにより周辺環境の悪化につながることから、国では平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、本市においても平成29年に計画期間10年の「富山市空家等対策計画」を策定し、空き家対策に取り組んでまいりました。

こうした中、今後も加速度的な人口減少を背景に、既成市街地を中心に全市的に空き家の増加が見込まれ、安心・安全な地域づくりへの支障となるなど、市民生活への影響が懸念されることから、引き続き、良好な住環境の確保やまちづくりの推進に向け、令和8年度に「次期富山市空家等対策計画」を策定し、空き家対策の強化を図るものです。

(2) 計画策定スケジュール

